

# 保育所・認定こども園で見られる感染症（登園許可証明書が必要な感染症）

氷見市子育て支援課

2019.7月改正

	病名	登園のめやす
1	麻しん(はしか)	解熱後3日経過していること
2	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
3	風しん(三日はしか)	発しんが消失していること
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
6	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
7	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
8	流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
9	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
10	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
11	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
12	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
13	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
14	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
15	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
16	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
17	感染性胃腸炎 (ロタウイルス感染症等) (ノロウイルス感染症等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
18	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
19	RSウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
20	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
21	突発性癰しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
22	※伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥していること (但し、軽症であれば患部保護にて、登園許可の判断は医師にゆだねる)

※厚労省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としていないが、氷見市では提出を必要とするもの